

## 令和7年度 第2回市営住宅運営委員会 会議録（主な要点）

日 時：令和 7 年 11 月 6 日（木）10：00～11：00  
場 所：市役所第2庁舎 2階 大会議室  
出席者：掛水美枝子 委員、北澤征夫 委員、後藤美江 委員、佐藤美代子 委員  
上森裕子 委員 木下允 委員 計6名  
事務局：今野朋幸 建設部長、堀越拓也 建設部次長、佃和弘 市営住宅課長  
中村聖 市営住宅課主査、中山亮平 市営住宅課主査  
傍聴者：0名

### ≪議事≫

#### 1. 委員委嘱について 2. 委員長選出について

事務局：令和7年9月30日付にて委員任期満了となり、10月1日より改めて委員委嘱  
させていただいた。先2年間、よろしくお願いいたします。  
また、委員就任に伴い、恵庭市営住宅条例施行規則に基づき、委員長を選出する必  
要がある。委員長に立候補する委員はいるか。

－ なし －

事務局：立候補者がいないようなので、委員長に推薦する方はいるか。

A 委員：引き続き、掛水委員に委員長をお願いしたいと考えているがいかがか。

事務局：ただ今、掛水委員を委員長へ推薦したいとの意見があったがいかがであるか。

－ 異論なし －

事務局：掛水委員、委員長に推薦されましたがいかがかであるか。

掛水委員：お引き受けする。

事務局：それでは、引き続き、掛水委員に委員長を担っていただくこととしたい。

また、同施行規則においては、委員長の事故あるときは、委員長が指名する委員が

その職務を代理することとしている。掛水委員長において、代理者について意見はあるか。

掛水委員：引き続き、北澤委員に担っていただきたい。

事務局：ただ今、掛水委員長より委員長の代理者を北澤委員とする意見があったが、北澤委員、いかがかであるか。

北澤委員：お引き受けする。

事務局：それでは、本任期につきましては、掛水委員に委員長を、北澤委員に代理者を担っていただく。2年間、よろしくお願いいたします。

#### 《報告事項》

1. 令和7年10月期恵庭市営住宅入居募集の応募状況について（資料1）
2. 柏陽・恵央団地建替事業 NEWS の発行について（資料2）
3. 寿第二・第三団地及び若草団地移転事業 NEWS の発行について（資料3）
4. 市営住宅における指定管理者制度の導入について（資料4）

事務局：（資料に基づき説明）

運営委員：意見なし

#### 《協議事項》

### 1. 単身者における入居要件の見直しについて（資料5）

事務局：（資料に基づき説明）

B 委員：恵庭市としては、札幌市と合わせるかたちで要件の緩和をするのか。

事務局：厳密に言えば、札幌市で認めている要件の一部を当市においても認めるということである。例えば、DV 被害者について、札幌市は要件の緩和の対象とはしているが、恵庭市は要件の緩和の対象とはしていない。公募による抽選であれば、入居

できるか否か分からないため、緊急性のある DV 被害者については、公募によらず入居できる目的外利用を検討しているところである。よって、恵庭市の実情に応じた要件の緩和となっている。

C 委 員：要件の緩和の一つである生活困窮者については、どのように判断するのか。抽象的な表現であると思う。

事 務 局：正式な根拠資料としては検討中であるが、国が示す一つの指針としては、生活困窮者自立支援法に基づく自立支援計画の支援を受けている方を、ここでいう生活困窮者として定義している。限定列举とするか否かについては、今後、詳細を詰めていくこととなる。

事 務 局：他の自治体も参考としながら、定義については定めていきたい。

## 2. 市営住宅における同性パートナーの取扱いについて（資料 6）

事 務 局：（資料に基づき説明）

D 委 員：同性パートナーをどのように判断するのか。本人たちの申し出なのか。

事 務 局：導入済みの市町村をみてわかる通り、同性パートナーを入居要件として認めている自治体は、パートナーシップ宣言をしており、同性パートナーの宣誓書をもって、同性パートナーと認めている。しかしながら、当市においては、パートナーシップ宣言をしていないため、同じくパートナーシップ宣言をしていないが、同性パートナーを要件の対象としている北海道と同様に、同性パートナーである旨の申出書（宣誓書）を独自様式にて徴することとなると考える。

（会議終了）